破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６９号
大阪市東淀川区小松１丁目15番14号第２パレス東洋１Ｂ号
債務者　三宅　玲子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８６号
大阪府吹田市津雲台６丁目19番１―605号
債務者　田中慎一朗
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７５号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番３―503号
債務者　和気　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３５号
沖縄県沖縄市海邦１丁目５番48号　野原マンション201
債務者　田中　寛之
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１号
沖縄県宜野湾市字字地泊83番地　仲村アパート303号
債務者　幸地　幹子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４号
栃木県足利市八幡町１丁目９番地16
債務者　寒澤　文子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５７号
静岡県焼津市道原1052番地の２　リバティーＫＡＺＵⅡＣ棟201、旧住所静岡県焼津市中里312番地の２　ハイツ松風301
債務者　石部　　学
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後３時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１号
熊本県八代市本町４丁目19番３号（302）、前住所鹿児島市下伊敷１丁目36番２号
債務者　曽我　陸男
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１２号
熊本県八代市本町４丁目19番３号（302）、前住所鹿児島市下伊敷１丁目36番２号
債務者　曽我ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２３１号
東京都青梅市新町４丁目16番地の５コーポ青梅311号室
債務者　平野　弘美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６６号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目10番地の11　プレミアヤマニ201
債務者　福山　佳世
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８号
東京都八王子市鑓水２丁目73番地４―102
債務者　吉川　清華
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０５号
東京都八王子市横川町16番地３ミヤパレス201号
債務者　神村　剛治
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９０号
神奈川県海老名市大谷北４丁目19番19号
債務者　渡部　和智
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部